

青森県新幹線開業対策推進本部重点プロジェクト推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東北新幹線全線開業に係る開業効果活用プロジェクトの実効性を確保するため、青森県新幹線開業対策推進本部規約第11条に規定する専門委員会として「重点プロジェクト推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 全線開業に向けた全県的な気運醸成
- 二 大型観光キャンペーンのスキームの検討
- 三 開業効果活用プロジェクトのフォローアップ
- 四 地域プロジェクト助成金申請の審査
- 五 その他開業効果活用プロジェクトの実効性を確保するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表1に掲げる者とする。
- 3 委員長は、推進委員会の会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 推進委員会の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(ワーキンググループ)

第5条 大型観光キャンペーンの基本スキームを検討するため、推進委員会に「大型観光キャンペーンワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

- 2 ワーキンググループは、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- 3 座長、副座長及び委員は、別表2に掲げる者とする。
- 4 座長は、ワーキンググループの会議を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 ワーキンググループの会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

別表 1

	分野	組織・団体名	職名等	氏名
委員長	有識者	青森公立大学経営経済学部	教授	山本 恭逸
副委員長	有識者	企画集団ぷりずむ	代表	杉山 陸子
委員	有識者	企業組合あつぷるぴゅあ	代表理事	柳沢 泉
		The 企画エルサーチ株式会社	専務	対馬 逸子
	経済関係	青森県商工会議所連合会	事務局長	村井 昇平
		青森県商工会連合会	事務局長	阿部 哲
	観光・物産 関係	青森県コンベンション誘致協議会	事務局	櫻田 稔
		社団法人青森県物産協会	事務局長	永田 純一
		青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	常務理事	杉澤むつ子
	農林水産 関係	青森県農業協同組合中央会	農政広報部長	清野 博之
		青森県漁業協同組合連合会	総務部長	蛸名 正充
	交通関係	社団法人青森県バス協会	専務理事	豊嶋 修
		社団法人青森県タクシー協会	専務理事	渡辺 博美
	広告関係	青森県広告業協会	理事	加藤 一
	行政関係	青森県市長会	事務局長	竹内 徹
青森県町村会		事務局長	加賀谷久輝	
青森県商工労働部観光局		局長	小笠原 裕	

別表 2

	分野	組織・団体名	職名等	氏名
座長	有識者	あおもりツーリズムアドバイザー ボード	アドバイザー	一ノ瀬和雄
副座長	有識者	あおもりツーリズムアドバイザー ボード	アドバイザー	中村 直美
委員	有識者	株式会社ジェイティービー	地域交流ビジネス 推進部長	加藤 誠
		東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部	観光開発部長	森崎 鉄郎
		社団法人弘前観光コンベンション協会	事務局長	今井二三夫
		社団法人八戸市物産協会	常務理事	田村 暢英
		有限会社下北名産センター	社長	菊池 俊明
	経済関係	青森県商工会議所連合会	事務局	高谷 暢
		青森県商工会連合会	地域振興課長	塩谷栄二郎
	観光・物 産関係	日本旅行業協会東北支部青森地区会	会長	宍戸 一郎
		青森県コンベンション誘致協議会	事務局	山田 茂
		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	販売促進課長	向久保文一
		東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	販売促進課長	佐貫 勝
		東日本旅客鉄道株式会社青森支店	副支店長	奈良 隆模
		株式会社日本航空インターナショナル 青森支店	支店長	永翁美智郎
行政関係	青森県商工労働部観光局	局長	小笠原 裕	